

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子どもたちの6人に1人が貧困線（全国の世帯所得の中央値の半分の所得）を下回る世帯で暮らしていること（平成24年厚生労働省データ）、子どもたちの将来が、現実にはその生まれ育った環境によって左右されてしまう場合が少なくないことなどを背景に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法」という。）」が平成25年6月に成立しました。

法では「政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱を定めなければならない」（法第8条第1項）、「都道府県は、大綱を勘案して、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする」（法第9条第1項）と規定されており、政府は、「子供の貧困対策に関する大綱」を平成26年8月に閣議決定しました。

こうした国の動きを踏まえ、県では、平成27年12月に子どもの貧困対策を総合的に推進する「千葉県子どもの貧困対策推進計画」（計画期間：平成27年度から令和元年度まで）（以下「現計画」という。）を策定しました。

さらに、令和元年6月、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が成立しました。改正後の法では、目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記されました。また、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されています。

令和元年8月には、国の子供の貧困対策に関する有識者会議が、「今後の子供の貧困対策の在り方について」を提言しました。

これらのことを踏まえ、政府は、令和元年11月、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていくことなどを基本的な考え方とする新たな「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定しました。

県では、現計画が計画期間の満了を迎えたことから、これらの状況を勘案し、新たな「千葉県子どもの貧困対策推進計画」（以下「新計画」という。）を策定します。新計画の策定に当たっては、千葉県社会福祉審議会低所得階層福祉専門分科会や新計画策定のための作業部

会において議論を重ねるとともに、学識経験者や現場で支援に携わる方々から様々な御意見をいただきました。また、子どもたちの生活の実態を調べるために、大規模なアンケート調査を行いました。

今後は、新型コロナウイルスによる社会や経済への影響等も勘案し、新計画に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進してまいります。

2 基本理念

すべての子どもたちが、そのおかれた環境に左右されることなく、夢や希望をもって成長し、「千葉で生まれ育ってよかった」と思える社会の実現を目指します。

そのために、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があります。子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、学校や地域がそれぞれの立場で責任を自覚し、相互に連携することにより、社会全体で子どもの成長を支える社会づくりを進めていきます。

3 計画の位置付け

法第9条第1項に規定する「都道府県における子どもの貧困対策についての計画」として策定します。

4 計画の構成

- (1) 子どもの貧困に係る本県の現状（令和元年度子どもの生活実態調査より）
- (2) 施策横断的な基本方針
- (3) 5つの重点的支援施策
- (4) 重点的支援施策ごとの基本方針及び具体的な施策
- (5) 調査・研究
- (6) 推進体制
- (7) 子どもの貧困に関する指標

5 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とします。